入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和２年５月27日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構

青森労災病院長　玉澤　直樹

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　02

1　掲載日　令和２年１月８日（号外政府調達第３号101頁）

2　訂正内容　入札公告中１⑵は「ＪＩＳ１種１号　①210ＫＬ　ＪＩＳ１種２号　②210ＫＬ　③280ＫＬ　④350ＫＬ」に、５⑶は「① Fuel Oil JIS Class 1 No. 1 210KL ② Fuel Oil JIS Class 1 No. 2 210KL ③ Fuel Oil JIS Class 1 No. 2 280KL ④ Fuel Oil JIS Class 1 No. 2 350KL」に訂正する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年５月27日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　小林　　稔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和２－４年度　南国安芸道路物部川橋上部工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　高知県南国市物部～香南市野市町上岡地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝260m、橋長　Ｌ＝243.0m（鋼４径間連続ラーメン合成少数鈑桁橋）

⑸　工期　令和４年６月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約489ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

９）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。

10）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

11）本工事は、発注者が週休２日（４週８休以上）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している試行工事である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。

また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

12）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ技術の全面的活用を図るため、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building Construction Information Modeling, Management）を導入し、関係者間協議や情報共有、施工計画の検討、安全性に関わる検討、出来形管理等の施工管理などについてＢＩＭ／ＣＩＭモデルを活用するＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事である。

13）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

14）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

15）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成31・32（令和元・２年度）年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成17年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。

・下記の㋐、㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐、㋑を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。